

事務事業評価表 平成25年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実  
 施策 障がい者福祉の充実  
 基本事業 施策の総合推進

事業名 **障がい者相談支援事業**

[0813]

部名	健康福祉部	事業開始年度	平成19年度	実施計画事業認定	非対象
課名	福祉課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>障がい者及びその家族</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>障がい者本人及び家族が日常生活を営む上での悩みを相談することで、不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになる。</p>
手段	<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>専任相談員により定期及び随時相談を行い、障がい者の社会的自立と家族の支援を行う。障がい関連施設等に委託して実施。                      相談は平日の日中で、予約は不要。(在宅福祉サービス公社)</p>

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度当初
対象指標1	障がい者数(4月1日)	人	8,090	8,197	8,388	8,197
対象指標2						
活動指標1	相談開設日数	日	243	244	246	244
活動指標2						
成果指標1	年間延べ相談件数	件	294	343	408	343
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計(A)		千円	2,775	2,775	6,300	6,300
正職員人件費(B)		千円	806	803	802	806
<b>総事業費(A)+ (B)</b>		<b>千円</b>	<b>3,581</b>	<b>3,578</b>	<b>7,102</b>	<b>7,106</b>

費用内訳	
24年度	委託料 6,300千円

## 事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	平成 18年 10月より障害者自立支援法における地域生活支援事業として事業開始	事業を取り巻く環境変化	平成 24年 4月より障害者自立支援法が改正され、相談支援の強化が図られることとなったため、基礎的な相談支援の委託以外にも、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所や地域移行・定着支援を行う一般相談支援事業所、又障がい児の相談を受ける障がい児相談支援事業所を増やしていく必要がある。
--------	---	-------------	--

## 24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業

妥当である

妥当性が低い

理由  
・  
根拠は？

根拠法令 障害者自立支援法

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい

貢献度ふつう

貢献度小さい

基礎的事務事業

理由  
・  
根拠は？

福祉に関する各種の相談に応じ必要な支援を行うとともに、虐待やその他の早期発見にもつながり 関係機関との連携が取りやすくなることを見込まれる

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由、でていない理由は何ですか？

あがっている

どちらかといえばあがっている

あがらない

理由  
・  
根拠は？

障がい福祉に関する相談がコンスタントになされており 成果は上がっていると考えている

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大

成果向上余地 中

成果向上余地 小・なし

理由  
・  
根拠は？

当該事業を行っている場所や時間等を広くPRできれば、相談者は増えると思われる

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算 + 所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある

ない

理由  
・  
根拠は？

相談に要する費用は無料。相談案内パンフレットの活用により相談者数の増加を図る。委託料自体を減額することは難しいので、相談件数を増加させることにより費用対効果を増加させることは可能であるが、コストを削減させることは困難である